

省令

厚生省令第十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十七條第一項第一号並びに第八十一條第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月二十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）を次のように改正する。

第一条の見出しを削る。

第十三条第十四号中「原則として特定の時期に偏ることなく」を「利用者の心身又は家族の状況等に応じ、法第百十六條第一項に規定する基本指針に定められた同条第二項第二号の参酌すべき標準を基礎として算定される要介護被保険者等（法第六十二條に規定する要介護被保険者等をいう。）一人当たりの居宅サービスの量との均衡を勘案して」に改める。

第三十条中「第十四条及び」を削り、「基準該当居宅介護支援」の下に「（法第四十七條第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）」を加え、「第三十条第二項」を「第三十条」に改め、「法第四十六條第二項又は法第五十八條第二項に規定する」を削る。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

告示

農林省告示第三号

農林水産省

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）附則第四項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省告示第一号（自作農維持資金融通法附則第四項の規定に基づき、同項の内閣

総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成十二年二月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

「年二分」を「年一分九厘」に改める。

附則

この告示の施行前に農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

農林省告示第四号

農林水産省

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）附則第四項の規定に基づき、平成七年二月十日大蔵省告示第一号（自作農維持資金融通法附則第四項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の定める利率の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十二年二月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

「年二分」を「年一分九厘」に改める。

附則

この告示の施行前に農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

農林省告示第三十号

農林水産省

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十二年二月二十一日

総務庁長官 統 訓弘

指定統計の名称 人口動態調査

調査票の使用目的 愛知県がんセンターが、がん及び血液・造血器疾患の発生原因究明の基礎資料として、年齢等の属性別に当該疾患による死亡の発症を把握するため、平成十年の一月から十二月までの各月分の人口動態調査死亡票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 厚生省大臣官房統計情報部管理企画課情報企画室の電子計算機担当職員並びに愛知県がんセンター研究所長 富永祐民、同研究所疫学部長 田島和雄及び同部室長 黒石哲生

〇総務庁告示第三十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十二年二月二十一日

総務庁長官 統 訓弘

指定統計の名称 国民生活基礎統計

調査票の使用目的 復興五年目の復興計画フォローアップ事業」として被災地域における世帯の生活復興の状況を把握するため、同県の別表第一に掲げる市町に係る平成四年の国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票並びに別表第二に掲げる市町に係る平成十年の国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 厚生省大臣官房統計情報部管理企画課情報企画室の電子計算機担当職員並びに兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総務部復興推進課計画室計画担当主査 久戸順昭及び同県知事公室情報政策課システム管理室開発担当主査 小川晴幹

別表第一

別表第二

神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 津名町 南淡町

〇総務庁告示第三十二号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十二年二月二十一日

総務庁長官 統 訓弘

指定統計の名称 事業所統計及び事業所・企業統計並びに賃金構造基本統計

調査票の使用目的 労働省が「第五次人事・労務管理研究会」の「労働市場専門委員会」において実施する「コーポレートガバナンスの変化が雇用及び賃金に与える影響に関する調査研究」の基礎資料として、雇用、賃金、人事労務管理、技術革新等の実態について分析するため、平成三年の事業所統計調査調査票甲、平成六年の事業所名簿整備調査調査票甲及び平成八年の事業所・企業統計調査調査票甲並びに昭和六十一年から平成十年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 総務庁統計センター管理企画課及び産業労働調査課の職員並びに大阪大学社会経済研究所講師 小滝一彦

〇環境庁告示第十一号

国際標準化機構（ISO）の環境マネジメント・ライフサイクルアセスメントに関する国際規格が発行されたので告示する。

平成十二年二月二十一日

環境庁長官 清水嘉子

国際標準化機構（ISO）は、平成十年十一月一日にISO-14001（環境マネジメント・ライフサイクルアセスメント）の目的及び調査範囲の設定並びにインベントリ分析）を発行した。

この国際規格は、製品等の原材料の採取から製造、使用及び処分に至る生涯を通じての環境影響を調査する技法であるライフサイクルアセスメントのうち、目的と調査範囲の設定及びライフサイクルインベントリ分析に関する国際基準である。

環境基本計画（平成六年総務庁告示第三十四号）第三部第三章第一節では「事業者の役割」として、「製品等の原料採取、製造、流通、消費、廃棄等の各段階における環境への負荷が低減されるよう、全段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発、消費者への情報提供、過剰包装の見直し等の取組を進める」とこととされており、この国際規格は、これに資するものである。また、この国際規格は、国、地方公共団体、国民等の各主体の自主的積極的な環境保全活動の促進にも資するものである。

なお、この国際規格の内容は、翻訳され、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき、平成十一年十一月二十日に日本工業規格Q14001-1（一九九）として制定されている。